

山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針

～すべての人が施設、サービス、情報等を快適に利用することができ、

ひとしく社会参加できるまちづくりを目指して～



山 形 県

平成21年3月

目 次

序 章	はじめに	1
第 1 章	ユニバーサルデザインとは	2
第 1 節	バリアフリーとユニバーサルデザインとの関係	2
第 2 節	ユニバーサルデザインの 7 つの原則	2
第 2 章	推進指針策定にあたって	4
第 1 節	推進指針策定の趣旨	4
第 2 節	推進指針の性格	4
第 3 節	推進体制及び進行管理	4
第 3 章	みんなにやさしいまちづくりを巡る山形県の現状と課題	6
第 1 節	少子高齢化の進展	6
第 2 節	国際化の進展	7
第 3 節	人権の尊重	8
第 4 章	山形県のみんなにやさしいまちづくりに対する主な取組状況	9
第 1 節	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度の実施	9
第 2 節	ユニバーサルデザイン事例集の作成	9
第 3 節	生活関連施設に関する適合証制度の実施（条例第 17 条）	9
第 4 節	ユニバーサルデザインに関する県民の意識調査の実施	10
第 5 章	山形県がみんなにやさしいまちづくりで目指すもの	11
第 1 節	基本目標	11
第 2 節	基本方針	11
第 3 節	みんなにやさしいまちづくりを推進するための基本的視点	11
(1)	より快適なまちをつくるための県民意識の醸成（心のバリアフリー）	11
(2)	利用者のニーズにあった多様な選択肢の準備	12
(3)	施設と施設をつなぐ連続した空間の形成	12
(4)	雪国の視点からのユニバーサルデザインの構築	12
(5)	継続的な見直しによるユニバーサルデザインの推進（スパイラルアップ）	12
第 6 章	具体的な分野別の取り組み	13
第 1 節	ひとづくり	13
第 2 節	まちづくり	15
(1)	公共的施設・建築物	15
(2)	交通機関	16
(3)	道路（公共工作物）	17
(4)	住宅	18
(5)	公園	19
(6)	付帯設備	20
第 3 節	情報・サービス	21
第 7 章	県民、事業者等及び行政の役割	23
第 1 節	県民の役割	23
第 2 節	事業者等の役割	23
第 3 節	行政の役割	23
(1)	市町村の役割	23
(2)	県の役割	24
	県担当課一覧	25

序章 はじめに

- 私たちが住んでいる「まち」には、子どもから高齢の人、障がいのある人、ない人、外国の人など様々な人が一緒に暮らしています。
- すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現は、すべての人の願いです。
- 人は誰もが歳を取り、加齢とともに身体機能は低下していきます。また、誰もがけがなどで一時的に障がいを持つこともあります。大きな荷物を持っている時や子どもを連れている時、妊娠している時など、どのような状態の時でも、自由に行動ができ、快適に生活できる社会であることが大切です。
- ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、すべての人が、またどのような状態の時でも施設及びサービスが利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方です。
- また、「みんなにやさしいまちづくり」とは、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に施設及びサービスを利用し、情報を取得し、利用することができる環境の整備をハード、ソフトの両面から進めていくものです。
- 「みんなにやさしいまちづくり」について、県民をはじめ、事業者、民間団体（以下「事業者等」という。）、市町村及び県などが連携・協働し、一体となって進めて行く必要があります。この「山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針」（以下「推進指針」という。）は、そのためのガイドラインとなるものです。
- みなさん、「みんなにやさしいまちづくり」の推進に向け、一緒がんばっていきましょう！

